

## 採点方法について

## 1 採点方法

- (1) 整数（負の整数除く）で採点してください。  
 (2) 採点の指標は下記のとおりです。



- (3) 採点は、第1次審査から第3次審査の各審査において、全事業者の選定に携わった委員の点数のみを集計します。  
 (4) 採点の集計は、区分ごとに、各委員の採点の平均点（小数点第2位切捨て。小数点第1位まで）を採用し、それらを合計します。

例

審査項目	区分	配点	委員会	A委員	B委員	C委員	平均値
1 事業者の状況	(1) 事業者概要等	15	8.3	9	8	8	8.33...
	(2) 事業者の経営状況	10	7.6	9	8	6	7.66...
小計		25	15.9	18	16	14	16.0

## 2 留意事項

- (1) 選定を通過するには、各審査項目において5割以上を獲得する必要があります。

## ア 第1次審査・第2次審査

- (ア) 事業者の状況 12.5点以上（25点満点）  
 (イ) 園の組織・体制 22.5点以上（45点満点）  
 (ウ) 園の運営 40点以上（80点満点）

## イ 第3次審査

- (ア) 職員の育成・配置 7.5点以上（15点満点）  
 (イ) 安全対策・危機管理体制 5点以上（10点満点）  
 (ウ) 保育課程等 15点以上（30点満点）  
 (エ) 支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応 5点以上（10点満点）  
 (オ) 食育及び給食提供の考え方 5点以上（10点満点）  
 (カ) 地域との連携等 7.5点以上（15点満点）  
 (キ) 保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理 5点以上（10点満点）

- (2) 選定を通過するには、(1)を満たし、かつ、全体の得点（第1次審査・第2次審査：150点満点、第3次審査：100点満点）が7割（第1次審査・第2次審査：105点、第3次審査：70点）以上を獲得する必要があります。  
 (3) 同点の事業者が複数おり、かつ、当該事業者間の優劣が審査の通過可否を左右する場合は、次の順序により優劣を決定することとし、それでもなお決まらない場合は、当該事業者のみ再評価を行

う。

ア 応募時点で、法人の所在地が市内の事業者

イ 応募時点で、市内で保育所の運営実績がある事業者

ウ 審査項目「1 事業者の状況」の得点※が上位の事業者

エ 審査項目「1 事業者の状況」のうち区分「(1)事業者概要等」の得点※が上位の事業者

※第3次審査においては、第2次審査の当該得点